

平成 年 月 日

保護者様

松本筑摩高等学校学校長

お子さんの病気インフルエンザにつきましては、他の児童・生徒に感染させないため、及び病気の悪化予防のため法律の規定により、出席停止を指示します。

なお、この場合は欠席にはなりません。

出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則一部を改正する省令の施行に伴い、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。

再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示にしたがってください。

治療後、登校するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 治癒報告書

学校長様

年 組  
生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	年 月 日
解熱日(平熱に下がった日)	年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	年 月 日まで

○治癒の根拠

※発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過していることに間違いありません。

年 月 日

保護者氏名 印